

自衛隊のイラクからの即時撤退を求め、 平和憲法の改悪に反対する決議

ブッシュ大統領が空母リンカーンの艦上で、大量破壊兵器の保有「テロ支援国」であることを理由に開始したイラク戦争で「主要な戦闘の終結」を誇らしげに宣言してから丸一年が経過しました。

イラクでの戦闘は、終結するどころか、ますます激しくなっている側面があります。一昨日は、イラク暫定当局（CPA）の本部前で、爆弾を積んだ車両が爆発炎上し、死傷者を出しています。バグダッドの西方のファルージャでは、三月末から米軍の空爆と陸上での攻撃が続いています。学校が米軍の駐留場所になったために、市民は学校の再開を要求して、行動を起こしています。これに対しても、米軍は攻撃をしています。また、イスラム教信者にとって、もっとも大切に、避難民の収容所にもなっているモスクも攻撃の対象にしています。これまでの戦争で、米軍はモスクを攻撃の対象にしたことはありませんでした。住宅密集地も空爆の目標にされています。

米軍へのレジスタンスとしての武装勢力が反撃し、しかも過激になっています。米軍の死者数は、四月一ヶ月間で一三〇人に達しています。日本人の人質事件は、このような状況のなかで起こり、ファルージャでの事態が反映しています。

米軍の死者数は、開戦から「終結宣言」まで、一三八人、その後は五九四人で、その八一％は、宣言後の数です。イラク国民の死者数は一万人を超えています。

「米軍は、ファルージャから撤退する」との報道もありましたが、「イラク人に治安部隊を作る機会を与えたものだ」と米中央司令官は否定しています。

米兵や英兵のイラク人捕虜に対する虐待行為が報道されています。目を覆うばかりの写真を、世界各国のメディアを通して世界中に流され、人々の怒りをかきました。赤十字国際委員会は「写真よりも悪い」事態が起こっていると非難しています。イスラム聖職者協会は「野蛮で非人道的行為であり、戦争犯罪とみなす」と声明を発表し、アラブ連盟の事務局長は、「人間の基本的な権利への攻撃だ。これはイラクにおけるさらなる暴力に火をつけるものだ」とし、関係者の処罰を要求しています。米政府や軍は、少数の個人的な行為だとし、軍の組織的なものでないことを強調しています。しかし、報道されているすべての行為は、捕虜の扱いを詳細に決めているジュネーブ条約（第三条約・一九四九年）に明確に違反する行為です。イスラム教では肌を露出することは許されませんし、きわめて恥ずかしいものとされています。その意味でも、重大な基本的人権の侵害になります。

イラク戦争の目的の一つは、フセインの圧政から国民を解放して、民主主義を確立する正義の戦争としてきました。ところが虐待行為がなされたことは、駐留米兵士の中に、疑問が生じて、戦争の意義が見いだせないことの表れです。アメリカは依然、六月末を期限に、イラク人に主権を移譲するとしています。しかし、六月以降も、米・英軍の駐留を続けることなどが大きな障害となつて、治安は安定していません。米・英軍が撤退して、国連の主導で「主権移譲」が行われることが、いまの事態を改善に導く唯一の道です。

自衛隊が活動しているサマワ近郊でも、ロケット弾が打ち込まれるなど、事態は深刻です。自衛隊は「復興支援」に行くのだ、戦争に行くのではない「非戦闘地域」に行くのだ、と日本政府は繰り返し強調してきました。平和憲法があるなかでの海外派兵に対するぎりぎりの、こじつけの理由でした。

アメリカの主張した「大量破壊兵器」は、すでに存在しないことが明らかになりました。同様に、自衛隊派兵のいわけは、すべてが崩れ去っています。自衛隊の復興支援の一つは給水です。自衛隊は約四〇四億円かけて、一万六〇〇〇人の対象者に、一日に八〇トンを与えています。一方、国際NGOは約一億円で、一〇万人を対象に、一日に一〇〇〇から二〇〇〇トンを与えています。イラク人の雇用でも、NGOが圧倒的に復興支援に役だっています。

まさに、自衛隊の任務は、有志連合（米・英軍の国連憲章に違反した軍事連合）への加担、加盟をするためのものです。スペイン、マレーシアなどは撤退を表明し、事実上それが進んでいます。これからの日本の進路を世界に表明するためにも、自衛隊は即刻撤退すべきです。

こつした事態のなかで、日本政府は、国民の基本的人権を制限する「国民保護法」を中心とする有事法制七法案を国会に上程しています。さらに平和憲法の改悪が盛んに叫ばれています。自民党は、来年一月に憲法草案を策定するとし、民主党は、今月中に中間まとめをし、「自衛権、自衛隊の保持」を明記するとしています。衆参議員に設置されている憲法調査会は、来年五月には最終まとめを出さなくなっています。読売新聞は、五月三日の朝刊で、三度目になる「憲法改正読売試算」を掲載しました。「自衛のための軍隊をもつ」と明記し、海外派兵を可能にするものです。憲法と現実乖離があるので、憲法のほうを現実にあわせるということですが、

これらの動向は、戦争の違法化に向かっている国際社会に真っ向から背を向けるものです。絶対に許すことのできないことです。

私たちは、日本政府に対して、次のことを強く要求するものです。

- 一、自衛隊は、直ちにイラクから撤退すること
- 一、米・英軍のイラクからの撤退を強く要求すること
- 一、有事法制七法案・二条約、一協定の立法・批准・改訂を直ちにやめること
- 一、憲法改悪のための「国民投票法」の立法、「国会法」の改悪策動をやめること
- 一、平和憲法の改悪策動をやめること

右決議します。

二〇〇四年五月八日

埼玉県高等学校教職員組合第二回分会専門部代表者会議